

民間学童クラブ（放課後児童健全育成事業）開設事業者の募集について

子ども・子育て関連 3 法による児童福祉法の改正により、平成27年 4 月から学童クラブ（放課後児童健全育成事業）の利用対象児童が小学 6 年生まで拡大される予定である。また、一部の学童クラブにおいて待機児童が発生している状況も踏まえ、開設事業者を募集して学童クラブを整備する。

1 事業の概要

中野区内に物件を賃借するなどして学童クラブを整備する事業者(社会福祉法人、株式会社等)を募集し、開設の支援を行うことにより、学童クラブのニーズに対応する。

(1) 募集対象地域

募集対象地域は、待機児童が発生している地域を優先する。

(2) 条件

①定員等

小学生を対象とし、おおむね 40 人の定員とする。

②開設時期

原則として平成 27 年 4 月 1 日に開設するものとする。

(3) 開設施設整備経費に対する補助

開設施設整備経費について、東京都補助を活用して補助を行う。

(4) 予算措置

本件に係る予算は平成 26 年第三回定例会に補正予算として提案する。ただし、本件の実施については、区議会で補正予算が議決されることを条件に行う。

2 募集概要

事業者の選定は、公募により特色ある学童クラブ事業等についての提案を受け、応募のあった事業者から書類審査及び運営学童クラブの視察・ヒアリングの結果等を総合的に評価した上で随時決定する。

(1) 応募資格

東京都内において学童クラブ（放課後児童健全育成事業）を運営しており、かつ、東京都内において前記事業について 1 年以上の運営実績があること。

(2) 主な応募の条件

①平成 27 年 3 月 31 日までに整備を完了し、4 月から運営を開始できること。

②1 年につき 250 日以上開所すること。

③午後 7 時以降の利用を可能とする運営を行うこと。

3 募集から選定までのスケジュール（予定）

平成26年	9月上旬	事業者募集開始、第3回区議会定例会補正予算提案
	11月上旬	事業者決定
	11月下旬	
	＼	施設整備
平成27年	3月	
	4月1日	事業開始